

盛岡市スポーツ研修センター条例の制定について

平成 25 年 5 月 30 日  
市 民 部

1 制定の趣旨

現在閉館中の国保連所有の「ひまわり荘」を改修し、スポーツに関する知識及び技術の修得並びに宿泊のための施設を提供することにより、スポーツを行う者の競技水準の向上を図るとともに、スポーツへの市民の参加を支援するため、施設を設置し、その管理に関し必要な事項を定めようとするものである。

2 条例の概要

(1) 施設の名称及び位置

名 称	位 置
盛岡市つなぎスポーツ研修センター	盛岡市繫字館市 69 番地 2

(2) 開館時間

午前 9 時から午後 5 時まで

(3) 使用時間

- ア 宿泊施設 午後 3 時から使用の許可を受けた期間の満了の日の午前 10 時まで
- イ 研修施設 午前 9 時から午後 5 時まで（宿泊者が使用する場合は、アと同じ。）

(4) 休館日

12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで

(5) 使用料

区分		使用料
宿泊施設（1 人 1 泊につき）	一般	3,500 円
	高等学校生徒	3,000 円
	中学校生徒及び小学校児童	2,800 円
研修施設（1 時間につき）	研修室	1,100 円
	大広間	1,100 円

備考 宿泊者が研修施設を使用する場合の使用料は、無料とする。

(6) 管理及び運営

指定管理者に行わせるものとする。（利用料金制を採用する。）

なお、施設の運営に当たっては、一泊二食を基本とし、利用料の上限額を次のとおり定め、指定管理者の募集を行う予定である。

区分	一泊二食	(宿泊)	(朝食)	(夕食)
一般	5,300 円	2,500 円	800 円	2,000 円
高等学校生徒	4,800 円	2,000 円	800 円	2,000 円
中学校生徒	4,400 円	1,800 円	800 円	1,800 円
小学校児童	3,800 円	1,800 円	600 円	1,400 円

### 3 施行期日

平成 26 年 4 月 1 日とする。ただし、指定管理者の指定の手続き等は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

### 4 施設概要

コンクリート造 地上 6 階（うち塔屋 1 階），地下 1 階  
宿泊施設 全 39 室，収容人員 99 名  
研修施設 2 室

### 5 今後のスケジュール

平成 25 年	5 月	設計業務契約締結
	6 月	市議会に「盛岡市スポーツ研修センター条例」案を提出
	8 月	指定管理者の公募開始
	10 月	改修工事契約締結
	12 月	市議会に「指定管理者の指定」案を提出 備品等購入契約締結
平成 26 年	3 月	改修工事完成，備品等搬入設置完了
	4 月	「盛岡市スポーツ研修センター条例」施行 盛岡市立つなぎスポーツ研修センター開館（指定管理開始）